

新木近隣センターだより

第226号

平成30年6月16日
新木地区まちづくり協議会
広報部会発行
我孫子市新木1500
新木近隣センター内
Tel 04-7188-2010



梅雨に入りました。今年は季節が少しずつ前倒しになっているようです。食べ物も傷みやすくなっています。気をつけていきましょう。ツバメの子育ても1回目が終わって2回目に入るそうです。ツバメの親も大変ですが、えさを運ぶついでに幸せも届けてくれるといいですね。

外に出て行かないとなかなか気がつかないことがあります。傘を差すのも楽しいかもしれません。雨の中で紫陽花はあでやかです。洗濯物は大変ですが、お日様のありがたさや空の青さを感じることもできますね。

新木ふれあい夏まつり

子供から大人までお楽しみいただける夏のイベントです。ご期待ください。詳細は、次号で案内します。

日時：8月11日（土）16：00～20：00

会場：新木小学校校庭

催し物：盆踊り、模擬店、子供の遊び、ヨーヨーすくい、射的、スーパーボウルすくい、お楽しみ抽選会など沢山の出し物があります。

子どもボランティア募集

新木ふれあい夏まつりの運営（受付・案内・販売など）について、子どもボランティアを募集します。

お手伝いいただける方は、新木近隣センター ☎188-2010 まで連絡をお願いします。

盆踊り練習会のお知らせ

踊りの指導を小澤芳子先生にお願いしています。多数の参加をお願いします。

7月27日（金） 13：00～15：00 新木近隣センター 和室

8月3日（金） 13：00～15：00 新木近隣センター 多目的ホール

♪ みんなで楽しく歌いましょう ♪ 歌声喫茶 in 新木

キーボードの演奏をバックに歌いましょう

日時：7月14日（土）13：30～15：30

会場：2階会議室

指導：鳥谷部さん 会費：500円

申込み：不要です。直接会場まで

発酵食材をもっと活用しよう。

高齢者にはひと工夫

料理セミナー in 新木

日時：7月22日（日）13：30～15：30

会場：2階調理室 会費：800円

募集：16名（定員になり次第締切）

持ち物：エプロン、食器用ふきん、三角巾、手ふき、筆記用具

申込み：新木近隣センター ☎188-2010

締切り：7月17日（火）

自治会長懇談会

本年度第1回目の自治会長懇談会が、5月27日A・B会議室で11自治会長・市役所市民活動支援課参加のもとに開かれました。まち協の30年度活動計画説明、各自治会の活動状況課題について、特に高齢化等の意見交換を行いました。自治会の協力を得て、新木地区の安全、安心で住みよい環境を作っていくこととしました。

朝の風景『ジャンケン道路』と『ダンゴムシ』

新木小からの掲示板(その6) 校長 横山悦子

5月の初め、登校指導をしていると、2年生の女の子が突然近寄ってきて、「校長先生、ジャンケンしよう!」と言いました。女の子はチョキで私はグー。私が喜びの声を上げると、女の子はちょっぴりしおれた顔になり、「もう1回」といいました。2度目は女の子の勝ち。笑顔の花が咲きました。

この様子を見ていた他の子ども達も、次から次へとやってくるとジャンケンをしました。子ども達は勝つと喜び、負けるとがっかりした表情になりました。この日から、登校指導をしながらジャンケンをする習慣になりました。毎朝、繰り返しているうちに、私がうっかり忘れると、反対に、「ジャンケンしよう」と言われるようになりました。ある日、3年生の男の子が、『この道路はジャンケン道路だね』と言いました。この言葉に飛び跳ねました。子ども達は、『詩人』です。

475人のあらきっ子。一人ひとりと、毎日、会話をすることはできません。でも、ジャンケンなら大勢の子ども達とできます。私は、あいさつをしながら、子ども達からたくさんの元気をもらっていることに気がつきました。

5月中頃の登校時、坂の途中で、子ども達が数人集まって土をいじっていました。何をしているのか不思議に思い尋ねてみると、なんと、ダンゴムシをつかまえているとのこと。あんまり得意になって見せるので、(本当は苦手なのですが、ぐっとがまんして・・・)、
「ダンゴムシは人気者だね。あらきっ子のヒーロー!」と叫びました。好きな理由を聞くと、「だって、まんまるでかわいい」「身体が変わるから」と口々に答えました。

次の日から、ダンゴムシを手にする子が増えました。数日すると、2年生の男の子が「これ見て!」と言ってやってきました。手を開くと、なんとダンゴムシが7ひきも・・・。私は、気持ち悪いのをがまんして、「一人ひとりに名前をつけてね」といいました。あの子は、今ごろ、名前をつけているのかしら・・・?心の中で、「ダンゴムシさん、苦手でごめんなさい」とつぶやきます。

子ども達の安全を見守ってくださる保護者の皆さま、地域の皆さま、これからもよろしくお願いいいたします。皆さま方のおかげで、あらきっ子は今日も元気です。



新木小学校運動会

雨天順延となった新木小運動会が、5月20日に春の日差しが燦々と降りそそぐなかで、盛大に開催されました。「勝ち取れ 仲間とともに 心の優勝!」をスローガンに、紅白に分かれて玉送りや騎馬戦、綱引きに熱戦を繰り広げました。いつものことですが、対抗戦の圧巻は紅白対抗リレーですね。早朝練習の成果が発揮されて、手に汗を握るシーンに感動しました。



新木ふれあい春まつり

5月20日に「新木ふれあい春まつり」が開催されました。スタッフ・出店者含め、総勢約450人を超える参加者が集まりました。

開始時刻の10時になると、山崎会長より開会のあいさつがあり、春まつりが始まりました。屋外ではフリーマーケットのほか、来場者のお腹を満たす焼きそばやパンの販売、ポップコーンや飲み物の販売が始まりました。当日は新木小学校の運動会と開催日が重複しましたので、出店者や来場者が少しさびしい春まつりとなってしまいました。

多目的ホールでは、「吹き矢」が始まり、初めてでも丁寧に教えてもらって楽しむことができました。ふれあいコーナーでは「似顔絵」が行われました。

12時を過ぎると多目的ホールでは、「子供の遊び」が始まり、お馴染みの射的・けん玉・コマ回しをはじめ「輪投げ」や、小さなお子さんに人気の「レゴ遊び」など、子供たちと父兄の方たちで賑わっていました。午後1時過ぎ頃から「ヒップホップダンス」があり、10代の若者達（なかには4才の方もいました）による華麗なダンスを披露していただき、午後2時に閉会するまで一日中飽きさせない春まつりでした。

今回は新木小学校の運動会と重なりましたが、出店者、スタッフ、そしてご来場いただいた地域の皆様のちからで、充実した春まつりとなりました。皆様のご来場に感謝します。



ふらりえ新木野 NOW 7月の予定

毎週火・木・土の午後1時から4時半まで開いています。

7月のイベントは次の通りでイベントのない日は「おしゃべりの会」です。

歌声喫茶	3 (火)	13:15~14:45
七夕まつり	8 (日)	13:00~16:00
お茶を飲みながら昔を語る会	12 (木)	13:00~15:00
参加費100円 (お菓子つき)		
つるし雛飾り	7 (土)・21 (土)	13:00~16:00
折り紙教室	14 (土)・28 (土)	13:00~16:00
健康体操	17 (火)・31 (火)	13:30~14:30
コグニサイズ (認知症予防体操)	24 (火)	13:30~14:30

☆サポーター募集中
サポーター (ボランティア) を募集しています。ご希望の方はふらりえ新木野までお申し出ください
☆お問い合わせ ふらりえ運営委員会へ (代表 渡部喜代春 ☎90-1214-2700)

ぼうさい あびこ③

土砂災害から身を守るためのポイント

(1) 雨が降り出したら、土砂災害警戒情報に注意する



雨が降り出したら、「土砂災害警戒情報」に注意しましょう。土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市が避難勧告などを発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報です。気象庁ホームページや各都道府県の砂防課などのホームページで確認できるほか、テレビやラジオの気象情報でも発表されます。

(2) 土砂災害警戒情報が発表されたら早めに避難する

お住まいの地域に土砂災害警戒情報が発表されたら、早めに避難所などの、安全な場所に避難しましょう。また、強い雨や長雨のときなどは、市からの防災行政無線やメール配信サービス、ホームページなどによる呼びかけにも注意してください。

お年寄りや障害のある人など避難に時間がかかる人は、移動時間を考えて早めに避難させることが大切です。

また、土砂災害の多くは木造の1階で被災しています。どうしても避難場所への避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所（がけから離れた部屋や2階など）に避難しましょう。

※市では、事前に指定された「避難所」の内、安全に避難できる「避難所」を開設します。

参考：我孫子市の避難命令の基準

勧告名	基 準
避難準備情報・ 高齢者等避難 開始	次に該当する場合に、避難準備情報を発令するものとする。 1. 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ強い降雨を伴う台風等が接近・通過することが予想され、かつ土砂災害の前兆現象が発見された場合
避難勧告	次の1～2のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令するものとする。 1. 土砂災害警戒情報が発表されたとき 2. 災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき
避難指示 （緊急）	次の1～2のいずれかに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 1. 土砂災害が発生した場合 2. 災害対策本部長（市長）が必要と認めるとき